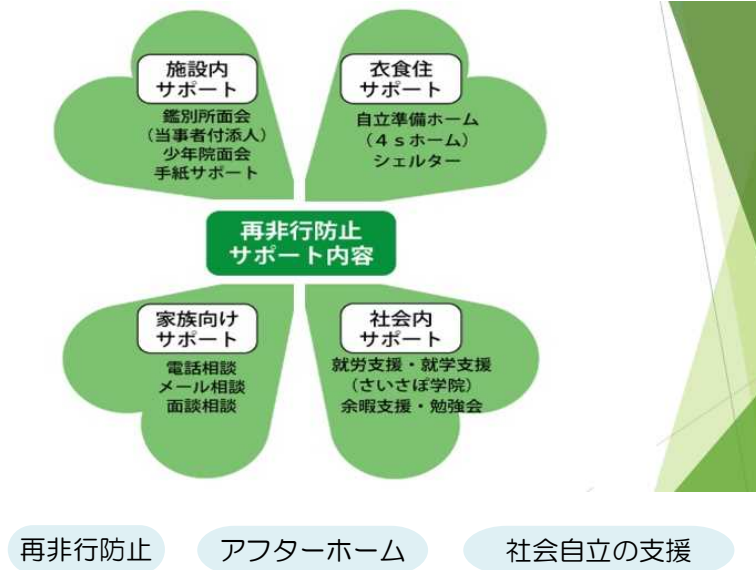


再非行防止の社会自立促進ケア事業

特定非営利活動法人 再非行防止サポートセンター愛知（愛知県名古屋市）



(1) 団体概要

元非行少年に対して再非行を防止し、社会で自立サポートを実施している団体が他になかったことから、2014年に法人を設立。愛知県内にある瀬戸少年院からの講演依頼をきっかけに、非行からの立ち直りの経験をもった職員と様々なバックグラウンドを持った人、専門職者らがチームとなり、経験と知恵を活かして、愛知県内の再非行防止に取り組み、元非行少年の立ち直りの支援を実施している。

(2) 助成の概要

- ◆助成区分：地域連携（愛知県）
- ◆助成金額：3,420千円
- ◆他地域への普及が期待される事業

(3) 事業概要

少年院出院後に戻る家庭がなく、「自立準備ホーム」に暮らし、自立を余儀なくされた元非行少年が「自立準備ホーム」退所後も継続して暮らすことができる「社会自立推進アフターホーム（以下、『アフターホーム』という。）」を新設するとともに、社会自立の困難を抱えた元非行少年が速やかに社会自立に向かうためのサポートの充実・強化を図った。

(4) 取り組んだ課題

●少年院出院後の社会自立へのサポート

保護観察所から少年院出院後「帰住先がない」など判断された少年は、法務省の「緊急的住居確保・自立支援対策」に基づく「自立準備ホーム」で約6ヶ月間の食事と住居の提供を無償で受けられるが、ホームで暮らしている間に、就労先を見つけ、貯蓄、住居の確保等を行う必要がある。

しかし、身近な相談相手もおらず、幼少期の虐待や貧困、いじめによる心の病を抱えたままで社会生活に適応できず日常生活もままならない状況があり、その上、未成年のため賃貸借契約もできず、中途退職や金銭管理ができない等、6ヶ月間での社会自立は実現困難であり、中長期にわたり必要な教育やサポートが不可欠である。そのための専門機関との連携や仕組みづくりが急務である。

(5) 事業内容

①『アフターホーム』の新設

「自立準備ホーム」の措置終了後も、継続して暮らすことができる『アフターホーム』を3室開設。

②社会自立サポート強化の推進

「自立準備ホーム」に暮らす全ての少年に対し、専門家と連携して、社会で生きぬく知恵や一人暮らしになった時に必要な教育等、生活スキルを向上する個別支援を実施。

③再非行防止サポート研修センターの新設

「社会自立への教育」や「中間就労の場」として活用できる基盤を整備。



社会的養護が必要で制度の狭間に
落ち込んだ子どもたち

(6) 事業実績 (アウトプット)

①アフターホームの新設

- ・開設 3室
- ・入居者 3名
- ・期間 延べ 26 か月

②社会自立サポート強化の推進

10名の少年に対し、専門家と連携したカウンセリング等の個別支援を通じて、社会自立に向けたサポートを実施できた。



(8) 取り組みの工夫 (事業実施体制・プロセス)

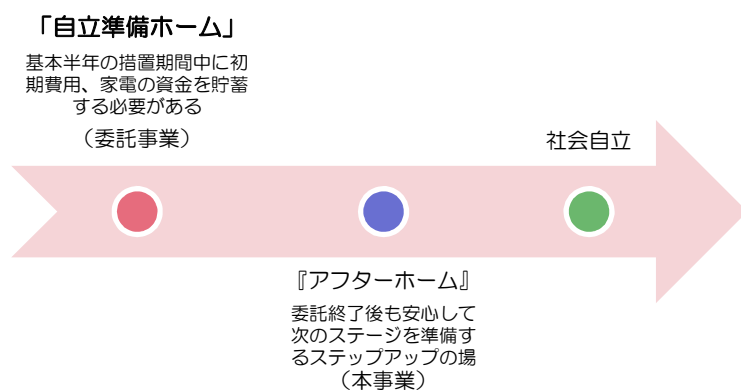
●専門家との多機関連携

臨床心理士、PSW（精神保健福祉士）、障害者支援の専門家との連携による支援体制を構築することで、個別に専門的な支援を提供できた。

●ケース会議の継続的な実施

理事会・スタッフ会議による情報共有に加え、少年一人ひとりにコミットしたケース会議を行ったことで、スタッフ教育にも効果があった。

(参考) アフターホームの位置づけ



(7) 事業の成果 (アウトカム・インパクト)

●『アフターホーム』の立ち上げによる安心できる場の確保

「自立準備ホーム」退所後の住まいを確保できたことで、『アフターホーム』入居者は必要な資金の貯蓄等、安心して本格的な一人暮らしの準備や社会自立に向けた支援が可能となった。

●新たな連携団体とのネットワーク構築

医療や福祉、生活困窮者支援、子ども若者サポートセンターとの連携が深まり、少年個々に応じた多様な支援策が出来つつある。

(9) 評価者より

明確な理念のもと、児童福祉法と少年法の狭間で十分に対応できない少年たちに寄り添い、自立に向けた継続的な支援を行う大変意義のある取組であり、高く評価できます。

臨床心理士、PSW、当事者としての経験をもつ職員がチームで関わり、専門性を備えた実施体制で事業が行われており、また、少年に対する個別支援も、一人ひとりの状況に即して丁寧に自尊感情を高め、かつ、利用者のニーズを満たすものであり、今後の社会的・政策的なインパクトが期待できる取組です。

(10) 成果物

- ・「再非行防止の社会自立促進ケア事業」報告用資料



(11) 今後の展開 (団体担当者より)

『アフターホーム』は、「自立準備ホーム」の措置終了後に自立せざるを得ない少年のよりどころとなるため、今後も継続的に実施していく必要があります。また、相談支援についても、顔の見える関係の継続により、早期解決と再犯の未然防止に資するよう、問題解決のための専門家につなぐ窓口として継続していきます。